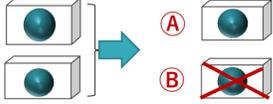
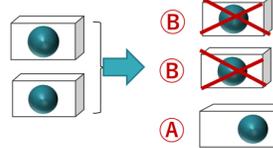
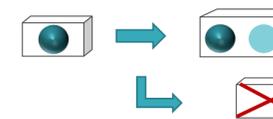


(参考資料) 公共施設の最適配置手法のイメージ

施設の機能

手法	概要	イメージ
維持	<p>■現状の機能をそのまま継続する場合は「維持」とする。</p>	
類似機能共有化	<p>■集約化する場合に「類似機能共有化」とする。</p> <p>■集約化して残る機能（イメージA）にも、廃止される機能（イメージB）にも、両方に使用する。</p>	<p>●既存施設に集約する場合</p>  <p>機能：類似機能共有化（建物：継続） 機能：類似機能共有化（建物：除却など）</p> <p>●新たに集約先の施設を整備する場合（新校の整備など）</p>  <p>機能：類似機能共有化（建物：除却など） 機能：類似機能共有化（建物：除却など） 機能：類似機能共有化（建物：新築など）</p>
移転	<p>■現在の機能を他の建物に移して維持する場合に「移転」とする。</p> <p>■集約化しての移転の場合は使用しない（例えば学校を統廃合して新校を設ける場合などの場合は「移転」ではなく「類似機能共有化」）。</p> <p>■移転先の施設が複合施設となる場合は、建物は「複合化・多機能化」となる。</p>	<p>●移転しても単独施設の場合</p>  <p>機能：移転（建物：転用など） （建物：除却）</p> <p>●移転すると複合施設となる場合（既に複合施設の場合も同じ）</p>  <p>機能：移転（建物：複合化・多機能化） （建物：除却）</p>
管理運営の民間手法の導入	<p>■現在の機能は維持するものの、新たに指定管理者制度を導入する場合等に「管理運営の民間手法の導入」とする（建物は市が所有のまま）。</p>	
実施主体変更	<p>■施設を民間や地元に移管・譲渡する場合に「実施主体変更」とする。</p> <p>■施設を民間・地元に移管・譲渡して運営者が変わっても、同じ機能が提供され続ける場合に当てはまる。</p> <p>■建物は移管・譲渡されるものの、そこで提供される機能は引き継がれない場合は「実施主体変更」ではなく「廃止」とする。</p>	<p>●機能・建物ともに民間や地元へ譲渡</p>  <p>機能：実施主体変更 （建物：民間移管・譲渡、地元移管・譲渡）</p> <p>●建物は譲渡されるが、従来の機能が引き継がれない場合は、実施主体変更とはならない</p>  <p>機能：廃止 （建物：民間移管・譲渡、地元移管・譲渡）</p>
広域連携	<p>■周辺自治体で施設を共同所有する場合等に「広域連携」とする。</p>	
廃止	<p>■施設で提供される機能が廃止される場合に「廃止」とする。</p>	
新築	<p>■新たに施設を整備する場合に「新築」とする。</p>	
検討	<p>■現段階で方向性が定まっていない場合に「検討」とする。</p>	

## 施設の建物

手法	概要	イメージ
維持	■現状の建物をそのまま継続する場合は「維持」とする。	
除却	■建物を除却する場合に「除却」とする。	
更新	■建物を建替える場合に「更新」とする。	
大規模改修	■大規模改修を行う場合に「大規模改修」とする。	
複合化・多機能化	<p>■現在の機能以外の機能移転や余剰スペースの活用の結果、建物全体が複合施設に変わる場合に「複合化・多機能化」とする。</p> <p>■既に複合施設で、更に他の機能が追加される場合も「複合化・多機能化」とする。</p>	<p>●単独施設が複合施設に変化</p> <p>(機能：移転など) 建物：複合化・多機能化</p>
		<p>●元々複合施設で、更に機能が追加される場合も同じ</p> <p>(機能：移転など) 建物：複合化・多機能化</p>
転用	<p>■普通財産や未利用施設に他の機能を移転して新たな用途に建物を使用する場合や現在の機能を廃止・移転し他の機能として活用する場合に「転用」とする。</p> <p>■単独の機能移転先となる場合に「転用」を使用し、複数の機能に転用する場合は「複合化・多機能化」となる。</p> <p>■既に何らかの公共施設として活用されており、追加で機能を移転する場合は「転用」ではなく「複合化・多機能化」となる。</p>	<p>●普通財産や未利用施設を転用する場合</p> <p>(機能：移転など) 建物：転用</p>
		<p>●現有機能を廃止・移転し、他の機能で活用する場合</p> <p>(機能：移転など) 建物：転用</p>
		<p>●普通財産・未利用施設、現有機能廃止施設に関わらず、複数の機能を移転等する場合には、転用ではなく複合化・多機能化とする</p> <p>現有機能は廃止・移転など (機能：移転など) 建物：複合化・多機能化</p>
民間移管・譲渡	■建物を民間や市民等に移管・譲渡する場合に「民間移管・譲渡」とする（売却もここに含む）。	<p>●現行の機能が移管・譲渡先によって継続される場合</p> <p>(機能：実施主体変更) 建物：移管・譲渡</p>
		<p>●移管・譲渡の結果、機能が廃止・変更等される場合</p> <p>(機能：廃止) 建物：移管・譲渡</p>
広域連携	■周辺自治体で施設を共同所有する場合等に「広域連携」とする。	
新築	■新たに施設を整備する場合に「新築」とする。	
検討	■現段階で方向性が定まっていない場合に「検討」とする。	